

# 高齢者の肺炎球菌予防接種を実施します

令和5年度に定期予防接種として高齢者肺炎球菌の予防接種の対象となる人は、下記の人になります。  
接種を希望する人は下記をよくお読みのうえ接種を受けてください。

新型コロナウイルス予防接種を受けるには、原則として前後13日以上の間隔をおく必要があります。  
また、新型コロナウイルス予防接種と同時に受けることはできません。

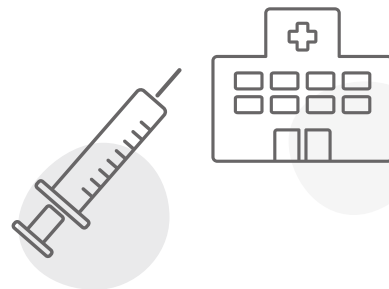
## 対象者

①飯塚市に住民票のある人で下記の生年月日に該当する人のうち、今までに肺炎球菌予防接種(23価肺炎球菌ワクチン)を受けたことのない人

65歳(昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生の人)  
70歳(昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生の人)  
75歳(昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生の人)  
80歳(昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生の人)  
85歳(昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生の人)  
90歳(昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生の人)  
95歳(昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生の人)  
100歳(大正12年4月2日生～大正13年4月1日生の人)

※①の対象者には、「接種券(はがき)」を令和5年4月に郵送します。

②飯塚市に住民票のある**60歳以上65歳未満**の人で心臓・腎臓・呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が極端に制限される程度の障がいがある人(身体障がい者手帳1級程度の障がいがある人)のうち、今までに肺炎球菌予防接種(23価肺炎球菌ワクチン)を受けたことのない人



## 実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

## 接種回数

一人1回のみ

今までに23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は、定期接種の対象外となります。  
「接種券(はがき)」を使用することはできません。

## 接種料金

2,400円(医療機関の窓口でお支払いください。)

## 接種の場所

飯塚市・嘉麻市・桂川町の実施医療機関・県内広域予防接種実施医療機関

※実施医療機関については、かかりつけの医療機関または、下記にお問い合わせください。接種の際は、予約が必要です。

## 持っていくもの

接種券(はがき)・本人確認ができるもの(被保険者証・運転免許証など)

## 接種券の交付について

対象者の②に該当する人、接種券を紛失した場合等は、申請が必要になりますので下記にお問合せください。

## 接種料金の免除

下記の人は、接種料金が免除(無料)になりますので必要書類を医療機関の受付に提示してください。  
自費で接種した場合、市は払い戻ししません。

接種料金免除の対象者	接種料金免除のために必要な書類
生活保護世帯	医療カード
市民税非課税世帯(世帯全員が該当)	非課税世帯証明書(令和5年1月2日以降に転入した人は転入前の市町村での非課税世帯証明書が必要になることがあります。詳しくは下記にお問合せください。)

## 非課税世帯証明書の発行について

本庁市民課または各支所市民窓口課で発行します。(無料)

## 非課税世帯証明書の申請時に必要なもの

- 1.本人及び同居の親族の人が申請する場合・・・窓口に来る人の**身分証明書**(被保険者証・運転免許証など)
- 2.上記以外の人が申請する場合・・・窓口に来る人の**身分証明書**(被保険者証・運転免許証など)・本人からの**委任状**
- 3.対象者の②に該当する人で、「**身体障がい者手帳**」をお持ちの人は確認のためお持ちください。

●お問合せ 感染症対策室(☎内線2165・2166)